

令和2年 4月 9日

県内中小企業組合 各位

福島県中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた 総（代）会等の対応について

今般の新型コロナウイルス流行に伴い、いわゆる「3つの密」を避けるなど感染拡大防止に向けた取組みが求められています。この状況を踏まえ、中小企業組合が感染拡大防止の観点から総（代）会の開催方法を検討するにあたっては、以下の対応を取ることができます。

1. 書面等による議決権・選挙権行使の活用



組合員が書面等により総会出席を行うことで、当日の出席者数を少なくすることができます。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権等を行使できる旨を定款で定めている組合に限り、書面等による総会出席が認められます。
- ・開催にあたっては、日時、場所を特定し総会の招集通知を発出するとともに、当日の総会運営に支障のない数の組合員の出席と、選挙を行う場合は選挙行為を管理する者がいることが前提となります。
- ・書面投票による選挙権の行使にあたっては、「無記名性」の担保が必要です。なお、役員改選についての詳細は、中央会までご相談ください。

2. 開催の延期



天災その他の事情により定款規定時期に総（代）会が開催できない場合には、状況解消後合理的な期間内に開催すればよいとされています。

- ・やむを得ず延期を検討する場合は、中央会までご相談ください。
- ・開催が可能となった時点で直ちに実施する必要があります。

開催延期による法人税、消費税等の取扱いについて

- ・法人税、消費税等について、災害その他やむを得ない理由により期限内に申告・納付ができない場合は、申告期限の延長が認められます。県・市民税も同様です。なお、詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

まずは中央会までご相談ください。
連携推進課 024-536-1264